大阪弁護士会 シンポジウム

死刑と無期刑の間

「終身刑の導入と死刑廃止について考える」



「・・・・被告人の刑事責任は誠に重大であり、被 告人に対しては極刑をもって臨まざるを得ない。 被告人を死刑に処する。」

<u>死刑判決を受けた者は、刑事施設内に拘置さ</u>れ、数年後に施設内で絞首して執行されます。

他方で、最高法規である憲法は、残虐な刑罰を 絶対的に禁止しています。

<u>裁判員裁判が始まり、一般の人でも目の前の被告人を裁く、時には死刑の選択に直面することも</u>あります。

大阪弁護士会では、死刑制度の問題点について皆様と一緒に考えたいと思います。

多数の方のご参加をお待ちしております。



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26 号階段から徒歩約7分
- ·JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約 15 分

内容

- 日弁連の死刑廃止検討委員会の報告
 小林 修 氏(日弁連死刑廃止検討委員会 委員長代行)
- 2. パネルディスカッション

〈第一部〉 制度論

◆パネリスト

浜井 浩一 氏(龍谷大学 教授) 石塚 伸一 氏(龍谷大学 教授) 他 1 名(予定)

~中間報告~

「死刑相当事件の犯罪被害者の経済的支援について」 杉本 吉史 (犯罪被害者支援委員会 委員)

〈第二部〉 現状論

◆パネリスト

永田 憲史 氏(関西大学准教授) 安田 好弘 氏(第二東京弁護士会所属 弁護士) 後藤 貞人 (裁判員制度大阪本部 総括副本部長)

> 参加費無料 事前申込不要

2013. 3. 16 (±) 12:30~17:00

- 大阪弁護士会 10 階 1001・1002
- 主催:大阪弁護士会、共催:日本弁護士連合会
- お問合せ先:大阪弁護士会 委員会部 人権課 (TEL 06-6364-1227)